

## 令和7年度 介護職員等処遇改善加算「見える化」要件について

一般財団法人たかのす福祉公社では、介護職員等処遇改善加算および特定処遇加算を算定するにあたり、職員の処遇改善や働きやすい職場づくりに向けた取り組み内容を「見える化」し、公表いたします。

### 【介護職員等処遇改善加算 III】

- ・ヘルパーステーションはあと（訪問介護事業所）

### 【職場環境等要件に基づく取組内容】

#### 1.入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

#### 2.資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士所得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

#### 3.両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇の取得推進のため、情報共有や複数担当者制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

#### 4.腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

#### 5.生産性向上のための取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている
- ・5S運動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備をおこなっている

#### 6.やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

今後も、介護職員一人ひとりが安心して働き続けられる職場環境を整備し、利用者の皆様へ質の高い介護サービスを出来るよう努めて参ります。